

令和3年度寒河江市特別支援教育就学奨励費交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、本市内小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興に資するため、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号）の定めるところにより、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を交付する。

(就学奨励費の内容等)

第2条 就学奨励費の支給内容、年間支給額及び支給時期は、別表のとおりとする。

(対象者)

第3条 就学奨励費の支給対象者は、本市が設置する小学校又は中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者で、就学奨励費の区分ごとに別表に掲げるとおりとする。

(受給手続)

第4条 就学奨励費の支給を受けようとする児童生徒の保護者は、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（別記様式第1号。以下「調書」という。）に必要な書類を添付し、児童生徒が在籍する学校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

2 学校長は、調書を受理したときは、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

(決 定)

第5条 教育委員会は、調書の提出があったときは、速やかに審査・決定を行い、その結果を学校長を通じて児童生徒の保護者に通知するものとする。

(支 給)

第6条 就学奨励費の支給は、学校長を通じて、前条の決定を受けた児童生徒の保護者に対して現金給付をもって行う。

2 学校長は、修学旅行及び校外活動終了後に、修学旅行に関する報告書（別記様式第2号）及び特別支援教育就学奨励費に係る校外活動に関する報告書（別記様式第3号）に必要な書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の報告書を基に修学旅行費及び校外活動等参加費を算定するものとする。

- 4 学校長は、第1項の事務を処理するため、児童生徒の保護者に委任状（別記様式第4号）の提出を求めるとともに、特別支援教育就学奨励費個人別支給台帳（別記様式第5号）を作成し、これを保管しなければならない。
- 5 学校長は、就学奨励費交付事務の終了後速やかに、前項の特別支援教育就学奨励費個人別支給台帳を教育委員会に提出し、その確認を受けるものとする。

（委 任）

第7条 この要綱に定める事項のほか交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。